



各種手当について

(児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当)



児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している人に手当を支給する。

◇対象者

日本国内に住所があり、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人。

◇受けられない人

日本国内に住所がない



◇手当月額

3歳未満の児童	3歳以上小学校修了前		中学生
	第1・2子	第3子以降	
一律15,000円	10,000円	15,000円	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、「特例給付」として、児童の年齢に関わらず月額一律5,000円を支給。

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいう。



児童扶養手当

父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について母（父）子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進するため手当を支給する。

◇対象者

次のいずれかに該当する児童を監護している母（父）または母（父）に代わってその児童を養育している人。

- ①離婚 ②死亡 ③障がい ④生死不明、
- ⑤遺棄 ⑥DV保護命令 ⑦拘禁 ⑧未婚

◇受けられない人

- ①事実婚 ②母（父）、養育者、児童が日本国内に住所がない ③児童が児童福祉施設等に入所している ④平成15年4月1日時点において、支給要件に該当してから、5年経過している ⑤定められた額以上の所得がある

◇手当月額（R2.4月～）※所得に応じて支給額を決定します。

児童1人	第2子	第3子以降
10,180円～43,160円	5,100円～10,190円加算	3,060円～6,110円加算



特別児童扶養手当

精神または身体が障がいの状態にある児童について、手当を支給する。

◇対象者

精神または身体に法令で定める程度以上の障がいを有する児童を監護している父か母または父母に代わって、その児童を養育している人。

◇受けられない人

- ①父か母、養育者、対象児童が日本国内に住所がない ②対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給できる ③対象児童が児童福祉施設等に入所している ④定められた額以上の所得がある

◇手当月額（R2.4月～）

重度障児（1級）	中度障害児（2級）
1人につき52,500円	1人につき34,970円